

西普天間住宅地区におけるアスベスト含有建材の除去作業のお知らせ

当局は、西普天間住宅地区の建物撤去工事に関し、平成28年3月30日にアスベスト除去工事を行うことのお知らせし、所要の作業を進めてきたところ、住宅解体前の準備作業時において、建物の天井裏から新たなアスベスト含有建材（建物内の空調ダクト及び給湯管の保温材）が発見されたことから、これに係る届出を平成28年8月12日に沖縄県へ提出し、同年8月30日に沖縄県による現場立ち入り検査を受けたところです。

立入り検査の結果、新たなアスベスト含有建材に係る除去作業の手法についても承認が得られたことから、今後、現場における除去作業を逐次実施することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、今回の発見を受けて、アスベストを含有する旧米軍家族住宅は、新たに3棟増加し、149棟のうち148棟となっています。

アスベスト含有建材の除去作業に当たっては、これまで同様、沖縄県及び労働基準監督署等の指導の下、大気汚染防止法、沖縄県生活環境条例及び石綿障害予防規則の基準に則り、アスベスト飛散防止対策を講じるとともに、作業現場周辺における大気中のアスベスト濃度の測定を行うなど、万全の対策を講じることとしていますので、近隣の皆様には、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 工事名称：西普天間住宅地区（27）既設建物解体工事（その1～4）
2. 工事場所：西普天間住宅地区内
3. 工事期間：アスベスト除去に係る作業は平成29年2月頃までを予定
4. 着手時期：平成28年4月6日以降（今回新たに発見されたアスベスト含有建材については、適時除去する予定です。）
5. 工事概要：西普天間住宅地区内の建物撤去に伴い、アスベスト含有建材の除去
6. 石綿含有建材：ビニル床シート/タイル、床接着剤、ビニル巾木接着剤、ガラス留めパテ材、スレートボード、変電室扉充填材、空調ダクト保温材、給湯管保温材

※上記の石綿含有建材については、現状としてただちに飛散するものではありません。

※今回新たに発見されたアスベスト含有建材は、下線を付した2種類です。

7. 粉塵飛散対策：①事前隔離、②湿潤化、③高性能真空掃除機による集塵、④排気装置の設置、⑤作業区域の気圧の負圧化、⑥建物出入口へのクリーンルーム設置、⑦建物周辺の空気中の粉塵濃度測定